

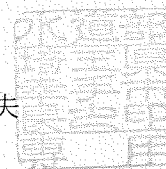
幸水告示第2号

幸手市水道事業徴収及び給水装置等業務委託に関する告示

地方公営企業法第33条の2第1項により、幸手市水道事業徴収及び給水装置等業務を別表のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和2年4月1日

幸手市水道事業
幸手市長 木村 純夫



別表

項 目	内 容
公金の種類	水道料金及び分担金
委託の範囲	水道事業徴収及び給水装置等業務
委託期間	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
受託者の住所 及び名称	埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号 株式会社 日本ウォーターテックス 代表取締役 佐藤 亮